

青蓮寺用水地区 河川協議経緯等整理業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1－2条	本業務は、過年度までに実施された青蓮寺用水地区の河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議について、これまでの協議の経緯や内容等の整理を行い、今後、同様の協議を行う担当者のための基礎・根拠資料を作成することを目的とする。														
(場 所) 第1－3条	本業務の対象とする場所は、三重県名張市及び伊賀市の青蓮寺用水地区で、別添位置図に示すとおりである。														
(業務概要) 第1－4条	本業務の概要は、次のとおりである。 <table><tr><td>1 事前準備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2 用水の歴史の整理</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3 協議経緯の整理</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4 基礎諸元の整理</td><td>1 式</td></tr><tr><td>5 協議ごとの課題事項（質疑回答）の整理</td><td>1 式</td></tr><tr><td>6 協議経緯とりまとめ資料の作成</td><td>1 式</td></tr><tr><td>7 点検とりまとめ</td><td>1 式</td></tr></table>	1 事前準備	1 式	2 用水の歴史の整理	1 式	3 協議経緯の整理	1 式	4 基礎諸元の整理	1 式	5 協議ごとの課題事項（質疑回答）の整理	1 式	6 協議経緯とりまとめ資料の作成	1 式	7 点検とりまとめ	1 式
1 事前準備	1 式														
2 用水の歴史の整理	1 式														
3 協議経緯の整理	1 式														
4 基礎諸元の整理	1 式														
5 協議ごとの課題事項（質疑回答）の整理	1 式														
6 協議経緯とりまとめ資料の作成	1 式														
7 点検とりまとめ	1 式														
(土地への立入り等) 第1－5条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第1－6条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－7条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	農学														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木														
(担当技術者) 第1－8条	担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。														

項 目	内 容											
(技術者情報の登録) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。											
(保険加入) 第 1－10条	受注者は、共通仕様書第 1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。											
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。											
(貸与資料) 第 2－2 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せを行うものとする。 <table><tr><th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>協議関係資料</td><td>1. 当初協議（昭和50年 3 月31日 同意） 2. 更新協議（昭和60年 7 月29日 同意） 3. 変更協議（昭和61年 3 月27日 同意） 4. 更新協議（平成 9 年 7 月10日 同意） 5. 変更協議（平成15年 5 月13日 同意） 6. 変更協議（平成25年 6 月13日 同意） 7. 変更協議（令和 7 年 4 月23日 同意）</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="2">図 書</td><td>青蓮寺開拓誌</td><td>1 式</td></tr><tr><td>青蓮寺 完工記念写真集</td><td>1 式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	協議関係資料	1. 当初協議（昭和50年 3 月31日 同意） 2. 更新協議（昭和60年 7 月29日 同意） 3. 変更協議（昭和61年 3 月27日 同意） 4. 更新協議（平成 9 年 7 月10日 同意） 5. 変更協議（平成15年 5 月13日 同意） 6. 変更協議（平成25年 6 月13日 同意） 7. 変更協議（令和 7 年 4 月23日 同意）	1 式	図 書	青蓮寺開拓誌	1 式	青蓮寺 完工記念写真集	1 式
分類	貸与資料	数量										
協議関係資料	1. 当初協議（昭和50年 3 月31日 同意） 2. 更新協議（昭和60年 7 月29日 同意） 3. 変更協議（昭和61年 3 月27日 同意） 4. 更新協議（平成 9 年 7 月10日 同意） 5. 変更協議（平成15年 5 月13日 同意） 6. 変更協議（平成25年 6 月13日 同意） 7. 変更協議（令和 7 年 4 月23日 同意）	1 式										
図 書	青蓮寺開拓誌	1 式										
	青蓮寺 完工記念写真集	1 式										
(貸与資料の取り扱い) 第 2－3 条	第 2－2 条に示す貸与書類の取り扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は原則として、第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。											
第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。											
(設計作業の留意点) 第 3－2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。											

項 目	内 容
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（各作業（2.～5.の整理前期段階）） 第3回 中間打合せ（各作業（2.～5.の整理後期段階）） 第4回 中間打合せ（河川協議とりまとめ資料の作成段階） 最終回 成果品とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副2部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等の対外的協議等により、業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他
第7章 業務スライド の試行（業務スライド） 第7-1条	<ol style="list-style-type: none"> 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者及び受注者は業務費の変更を請求することができる。 3 2の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 4 3の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 5 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

項 目	内 容
第8章定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

作 業 項 目 内 訳 表

作業項目	作業内容	数 量	備 考
1 事前準備	貸与資料の内容を把握するとともに、業務実施に必要な資料収集及び検討を行い、作業計画を作成する。	1式	
2 用水の歴史の整理	対象とする用水が許可水利権となる以前の歴史を、貸与資料（事業誌など）から抜粋して整理する。	1式	
3 協議経緯の整理	本地区で実施された全7回の協議の経緯を整理し、経緯表を作成する。	1式	
4 基礎諸元の整理	3の整理結果から、全7回の協議のうち期間更新協議を除いた協議について、用水計画基礎諸元や用水計算結果を分かりやすく対比表として作成する。 なお、諸元の整理にあたっては、本地区の協議の根幹としている事項（水利秩序や水収支計算で今後とも変更せず遵守すべきルールなど）や協議実施毎にポイントとなる事項を抽出し、分かりやすく簡潔に整理する。	1式	
5 協議ごとの課題事項（質疑回答）の整理	3で整理した協議経緯ごとに、河川管理者からの質疑や課題に対する回答を整理する。	1式	
6 協議経緯とりまとめ資料の作成	上記の作業を踏まえ、今後、本地区の協議を実施する際に担当者のマニュアルとして活用することを想定して、協議経緯とりまとめ資料を作成する。	1式	
7 点検とりまとめ	上記の各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	